平成２７年（フ）第２６９号
相模原市南区御園３丁目22番５号　サンシャトル102号室
債務者　又吉　京子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７８号
相模原市緑区相原６丁目５番28号
債務者　小島　善之
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７９号
相模原市南区東林間４丁目33番19号　グランフォルム東林間206
債務者　橋本富美子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８１号
相模原市緑区若柳970番地５　豆の木ハウス201
債務者　神田　陽光
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８４号
相模原市南区上鶴間２丁目16番10号　わかばハイツ１Ｆ－Ｃ
債務者　友井　　潤
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４７号
岐阜県多治見市白山町３丁目104番地　メゾンド絵志野406
債務者　楠葉　末子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１４９号
静岡県富士市今泉８丁目６番12号
債務者　遠藤シマ子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１５６号
静岡県富士宮市矢立町652番地
債務者　渡邉小夜子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２５号
静岡県掛川市家代2164番地の７
債務者　谷澤　秀美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
三重県松阪市下村町814番地８
債務者　辻　　未輝
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第６２７号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地20―604
債務者　兒島　和裕
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６６１号
京都市右京区花園八ツ口町10番地11
債務者　伊藤美佐子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６７６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地５－404、前住所京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅大受団地４－507
債務者　堀田恵里香（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９９号
京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町398番地　三条市営住宅第22棟408号
債務者　安田　大輝
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７０８号
京都市山科区椥辻中在家町28番地の276
債務者　横山加代子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１４号
京都市上京区今出川通大宮西入元北小路町152番地　グランパレ712号室、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町西万木616番地２
債務者　中村　亮介
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７２４号
京都府八幡市男山八望２番地－Ｃ13－201
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７３２号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地５棟106号
債務者　城下　貴子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係